

# 付表1 (分離課税用)

この付表1 (分離課税用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。



フリガナ		生 年 月 日	整理 番号
氏 名		大・昭 平・希 年 月 日	

## 1 分離課税の短期譲渡所得・長期譲渡所得

区分		①収入金額	②必要経費	③差引金額 (①-②)	④特別控除額	⑤所得金額 (③-④)	特例適用条文
短期 譲渡	一般	円	円	円	円	円	所 措 条 項 号
	軽減						所 措 条 項 号
長期 譲渡	一般						所 措 条 項 号
	特定						所 措 条 項 号
	軽減						所 措 条 項 号

## 2 分離課税の一般株式等の譲渡所得

区分	①収入金額	②必要経費	③ 一般株式等の譲渡所得金額 (①-②)
一般株式等 の譲渡	円	円	円

(①-②)の金額を右欄に記載

(※1) 令和6年度(令和5年分)から、上場株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得等について、所得税と異なる課税方法の選択はできなくなりました。(当該所得を申告する場合は確定申告が必要となります。)

(※2) 上場株式等の配当所得等を総合課税で申告する方は、次の「4」は記載しないでください。  
 なお、上場株式等の配当所得等を総合課税で申告する方は、市民税・県民税申告書表面の「収入金額等」の「配当②」欄及び「所得金額」の「配当⑤」欄に記載してください。  
 ただし、上場株式等のうち、特定公社債等に係る配当所得等は、総合課税の選択はできませんので、次の「4」の「分離課税の上場株式等の配当所得等」に記載してください。

## 3 分離課税の上場株式等の譲渡所得

区分	口座	①収入金額	②必要経費	③ 上場株式等の譲渡所得金額 (①-②)
上場株式等 の譲渡	特定 一般	円	円	円

(①-②)の金額を右欄に記載

備考 (口座名等: )

## 4 分離課税の上場株式等の配当所得等

区分	口座	①収入金額	②必要経費	③ 上場株式等の配当所得等金額 (①-②)
上場株式等 の配当等	特定 一般	円	円	円

(①-②)の金額を右欄に記載

備考 (口座名等: )

(※3) 上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得金額等と①損益通算する場合、及び本年度の上場株式等の譲渡損失を②翌年へ繰り越す場合、並びに③前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失を差し引く場合は、裏面の「市民税・県民税申告書の付表2」に記載してください。

## 5 分離課税の先物取引の所得

区分	①収入金額	②必要経費	③ 先物取引の所得 (①-②)
先物取引	円	円	円

(①-②)の金額を右欄に記載

区分	本年度から差し引く金額	翌年以後に繰り越す金額
先物取引の繰越損失	円	円

## 6 分離課税の山林所得

区分	①収入金額	②必要経費	③特別控除額	④青色申告特別控除額	⑤ 山林所得金額 (①-②-③-④)
山 林	円	円	円	円	円

## 7 分離課税の退職所得

区分	①収入金額	勤続年数	普通・障害	②退職所得控除額	③差引金額 (①-②)	④ 退職所得金額 (③×1/2)
退 職	円	年 ( 年 月間)	普通 障害	円	円	円

## 付表2 (分離課税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

付表2は、上場株式等の譲渡所得及び配当所得等について、分離課税を選択して損益通算・繰越控除する場合に作成します。

### 1 上場株式等に係る分離課税譲渡所得

表面の付表1の「3 - ③上場株式等の譲渡所得金額」を転記する。	① 円
----------------------------------	-----

### 2 上場株式等に係る譲渡損失及び分離課税配当所得等の「損益通算」

#### (1) 上場株式等に係る譲渡損失

上記1-①「上場株式等に係る譲渡所得(譲渡損失)」を記載する。 譲渡損失の場合は、「△」をつけないで記載する。 譲渡所得が黒字(≥0)の場合は、「0円」と記載する。	② 円
--	-----

#### (2) 上場株式等に係る分離課税配当所得等

表面の付表1の「4 - ③上場株式等の配当所得等金額」を転記する。	③ 円
-----------------------------------	-----

#### (3) 損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失又は分離課税配当所得等

損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失 【②≤③の場合は、0と記載】	④ (②-③) 円
損益通算後の上場株式等に係る分離課税配当所得等 【②≥③の場合は、0と記載】	⑤ (③-②) 円

※ 前年から繰り越された譲渡損失がない場合は、次の「3」の記載は不要です。  
(ただし、2-(3)の④(損益通算後の譲渡損失)がある場合は、次の3-⑩のみ記載する。)

### 3 本年度で差し引く金額及び翌年度以後に繰り越される上場株式等に係る「譲渡損失の計算」

譲渡損失年度	前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失	本年度で差し引く、上場株式等に係る譲渡損失控除順序 (① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩)	翌年度以後に繰り越される上場株式等の譲渡損失
3年前 ( ) 年度	④ 前年度の付表2の⑥の金額 円	① 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ② 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	翌年度繰り越しは、できません。
2年前 ( ) 年度	⑤ 前年度の付表2の⑦の金額 円	③ 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ④ 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	
1年前 ( ) 年度	⑥ 前年度の付表2の⑩の金額 円	⑤ 上場株式等の譲渡所得金額等から差し引く金額 円 ⑥ 分離課税配当所得金額等から差し引く金額 円	
本年度で上場株式等の譲渡所得から差し引く上場株式等の譲渡損失金額		⑦ (①+②+③)	円
本年度で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等の譲渡損失金額		⑧ (④+⑤+⑥)	円
翌年度以後に繰り越される「上場株式等の譲渡損失の金額」		⑨ (⑦+⑧)	円

### 4 繰り越された譲渡損失を控除した後の上場株式等の分離課税譲渡所得、及び分離課税配当所得等

本年度の「上場株式等の分離課税譲渡所得」 【⑨の譲渡所得金額が黒字の場合は、(⑨-⑧)となる】	⑩ (⑨-⑧) △を付ける 円
本年度の「上場株式等の分離課税配当所得等」	⑪ (⑤-⑧) 円